

第6回三原市下水道事業経営審議会 会議録（要約）

日 時 令和3年10月19日（火）9：30～11：00

場 所 三原市役所 本庁3階 304・305 会議室

出席者 委員6名（堤委員，七川委員，新田委員，森川委員、安田議員，弓場委員）
事務局7名（崎土居部長，前田参事，村上課長 外4名）

傍聴者 1名

議 事 （1）三原市議会 議員全員協議会の意見等の報告について
（2）第7回審議会の日程について

議 長 : 前は市議会へ審議会の中間報告をすることについて審議した。今回は、その報告を受けて、市議会で出された質問・意見等をまず、事務局から説明していただく。

事務局 : (1) について説明。

議 長 : 事務局からの説明について、質問等あるか。

A 委員 : 合併浄化槽から公共下水道へ接続するにあたり、どのぐらいの金額がかかるのか。コロナの影響下で、そのような負担がかかるのは不安であり、できれば払いたくない。必ず接続しなければならないのか。また、（公共下水道へ）接続することで、環境面の他にメリットはあるのか。

事務局 : 公共下水道へ接続するにあたり、宅内排水設備を個人負担でやり替えなければならない。建屋の状況で個々金額が変動するが、市に提出される申請書類を見ると、平均して、くみとり式では90万円、単独浄化槽60万円、合併浄化槽は30万円程度かかっている。また、下水道が供用開始した時点で接続するしないに限らず、1回限りの負担金として、受益者負担金が1㎡あたり600円かかる。対して、公共下水道へ接続することの利点は、合併浄化槽の維持管理費（法定検査・清掃費用等）と比べて、仮に30%の値上げをしたとしても、下水道使用料の方が安いということがある。また、合併浄化槽の場合には、個人管理となるため、耐用年数経過後の更新費用がかかるというデメリットがあり、公共下水道へ接続する方が有利と考えられる。

事務局 : また、人口普及率に着目すると、公共下水道は48.8%、個人設置型浄化槽は19.5%、

その他集落排水事業等を含めると、三原市人口の水洗化率は、合わせて約90%となる。三原市のホームページで公表している公共下水道事業の整備計画区域では、既に中之町や糸崎等の一部の地域が計画区域外となっているため、既に三原市の50%程度の区域しか、公共下水道事業がカバーできない計画となっている。

議 長 : 宅内排水設備の工事費は個人負担ということでよいか。

事務局 : そのとおり。

B 委員 : 資料1の2のイ-④に、緩やかな移行期間、段階的な値上げについて意見が出ているが、そのような対応は可能なのか。

議 長 : 以前にも審議した点ではあるが、(事務局の見解は)どうか。

事務局 : 選択肢として可能かどうかについては、可能である。以前、第2回で審議した(令和2年度)予算ベースでの試算によると、2割の値上げで令和9年度まで黒字を維持した。それから、(第4回で)3割の値上げについて、令和2年度決算ベースでの試算の見直しを行い、予算ベースより損益が悪化したものとなった。審議会ではお示ししていないが、その令和2年度決算ベースでの試算では、2割の値上げを行った場合、令和6年度までしか黒字を保つことができない。

C 委員 : そもそも、審議会の設立や、審議会の審議内容の報告について、議会はどのようにかかわっているのか。また、議会からは基準外繰入について意見がでていますが、審議会は下水道事業を赤字にしないことを前提に議論しているわけで、基準外繰入の議論は守備範囲を超えるものになるのではないのか。その点を改めて確認したい。

事務局 : 第1回資料2でお示ししている「三原市下水道事業経営審議会条例」のとおり、この条例について議会の承認をいただいたうえで、審議会を設置している。また、条例の第2条では「審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業の経営に関する事項について審議し、意見を答申する」とあり、この条例に則り、第1回で市長が諮問した内容について、今まで審議していただいていたというのが、事務局の認識である。

C 委員 : (「下水道事業の経営に関する事項」とあるので)あまり具体的には記載していないのか。

議 長 : つまり、審議会は条例で議会の承認を受けて設立したものであり、審議内容は「下水道事業の経営に関する事項」に絞ったものであるということ。

C委員 : つまり、一般会計からの繰入金は守備範囲外となるということなのか。

事務局 : 下水道事業の主な収入源は下水道使用料と一般会計からの繰入金となるため、繰入金も下水道事業の経営に係る。第2回審議会の資料1の【試算の考え方】2繰入見込み)にて、基準外繰入無し、としている。

議 長 : 総務省の考え方で基準外となる繰入金を含めないという考えで審議をスタートしているということでしょうか。

事務局 : 会議録では、事務局が説明したと省略した記載になってしまっているが、第1回の審議会の際に、下水道事業は三原市域の全体をカバーするものではないため、総務省の考え方に準拠し基準外繰入を行うべきではないと、ご説明させていただいた。これを受け、第2回で議長から確認していただき、審議会が行われてきた。

議 長 : 私としては事務局の説明の通り、(基準外繰入を行わないという)この前提にたって審議会を行ってきたという認識である。委員の皆さんも同様の考えでよろしいか。

各委員 : (承諾)

C委員 : 今までの審議会の前提に係る問題であり、議員からの質問も的確なもの。

事務局 : 議員のなかには受益者負担の原則に同意するという発言もあった。各議員様々な受け止め方があったと推察される。

C委員 : コロナの状況下で、仮に段階的な値上げを行っていくとした場合でも、(今までの審議会の考え方は)下水道事業の赤字を回避しようとした場合、一般会計からの基準外繰入金、つまり、受益者ではない方へ負担を求めなければならなくなることは問題だという考え方だったと記憶している。

議 長 : 一般会計からの基準外繰入金を行うかどうかは、(答申に)コメントを載せるかどうかは別として、審議会では議論できないものと考えている。

事務局 : 審議会では下水道事業の経営の健全化のすべを種々審議していただき、その最終的な答申は極力尊重させていただくが、最終的には市長がそれをどのように採用するか判断することになる。

議長 : 市長に対する審議会の答申は最大限尊重してもらいたい。しかし、最終的には市長の判断があるということ。そこを混同しないために、最初に基準外繰入を行わず、下水道事業を赤字にしない前提で、審議を行ってきたということである。再度、各委員と共有したい。最終答申もこの前提で進めるということによろしいか。

各委員 : (承諾)

議長 : 私の私見ではあるが、議員から出てきた意見の中には、審議会としてではなく、市としてどうしていくか、という問題も含まれている。

C委員 : 結局は受益者負担の原則ということ。今までの審議の考えを(大きく)変えるのは難しい。

議長 : 後の議題とはなるが、私が最終答申の案を作成することになるが、11月にもう一度審議会を開き、その内容を各委員に確認していただきたいと考えている。

C委員 : 受益者負担の原則として、一定の期間から(令和5年度以降)値上げを行うことに対して、なにか緩和措置を行うかどうか、最終答申に何かコメントを載せていくかどうか、各委員の意見を聞きたい。(事務局に対して)コロナの影響下で、3割値上げを据え置く等の対応は可能なのか。

事務局 : 値上げを先延ばしにすると、結局その年は赤字となり、収支均衡は保たれない試算となる。

C委員 : コロナ対策の財源を充てる等の方法はないのか。

議長 : 今回の市議会からの意見を参考にしながら、このような意見を答申に付け加えることで、市の政策の検討・選択の余地を広げていきたい。このような意見を最終答申に入れるかどうか、次の審議会です最終的に判断していきたい。

D委員 : 以前の審議会では、段階的な値上げを行う場合には、その都度条例改正を行う必要があり、行政のハードルが高く、一度に料金改定した方が良いという話だったと

記憶しているが、どうなのか。

事務局 : 確かに、事務局から以前、その点についても説明をさせていただいた。

議長 : 行政的な手続きの問題は審議会で判断することはできないが、計画期間内で収支均衡を図り、下水道事業の黒字を維持するために、一度の料金改定が必要であるという前提だったと認識している。

C委員 : 他市町と比較して高いか低いか、妥当かどうか、判断するのは難しい問題。

事務局 : 議会からは市民視点での審議を強く求められた。

議長 : 市民視点も大事な問題であるが、基準外繰入を行うかどうかは、審議会では切り離して審議してきたと、各委員と認識を共有したい。

C委員 : 議員は基準外繰入をすべきだ、という意見なのか。

事務局 : 全ての議員がそういう意見ではないという認識ではある。今までの審議会での議論の通り、公共下水道の利用者は全市民の半分以下であり、基準外繰入を行うことは、個人設置型浄化槽の利用者へも負担を求めることになり、不公平感が生まれてしまう。このため、基準外繰入を行うべきではないというのが、この審議会の大きな柱になっていると、(事務局は)認識している。しかし、議長からも説明のあったとおり、今回、議員から多くの意見をいただいたので、最終答申に何らかのかたちで反映させるという考え方もあると思われる。また、(審議会から市長に対して)最終答申を頂いた後に、市が経営戦略を策定していくことになるが、そこに市長の政策的な判断が入る。議会へはそれ(経営戦略)を提出する流れとなる。

C委員 : 了解した。

議長 : では、本日の審議会の審議内容について整理をしたい。次回は最終答申案を私が作成することになる。本日の審議内容で何か具体的なコメントを付け加えていく点もあるかもしれないが、今までの基本路線を変えないこととしたい。それによろしいか。

各委員 : (承諾)

その後、第7回審議会については、最終答申の原案の確認を行うため、当初予定から1回追加し、令和3年11月18日（木）9時30分から、三原市役所 本庁3階301・302会議室で開催することとした。

また、第8回審議会については最終答申（案）の最終確認を行うこととし、令和3年12月23日（木）9時30分から、開催することとした。

以上